

## 製造委託に係るキャンセルについて

2021年5月18日

京都大学 iPS 細胞研究財団

### 【予約のキャンセルについて】

- 将来、当財団へ製造を委託しようとする際、同一の部屋・期間について複数の事業者様から使用希望をいただきました場合には、予約に関する契約書（製造委託予約契約書）の締結をお願いしております。
- 予約に関する契約書を締結された後、予約をキャンセルされる場合には、予約期間の各月ごとに、キャンセルの通知日に応じて、次に掲げる額を違約金として徴収させていただきます。

（キャンセルの通知日）	（違約金）
7か月前以前	なし
4～6か月前の月内	月額委託料の25%
2・3か月前の月内	月額委託料の50%
1か月前の月内	月額委託料の全額

- 全ての予約期間がキャンセルされなくとも、実質的な製造開始時期の後ろ倒しがあった場合には、遅滞のあった期間分がキャンセルされたとみなして、上記と同一の違約金を徴収させていただきます。  
ただし、天災、感染症の蔓延その他の不可抗力に起因する場合はこの限りではございません。

<例>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
例①	キャンセル			キャンセルされた予約期間					
				50%	25%	25%	25%	なし	なし

→月額 1000 万円の場合、500 万円+250 万円+250 万円+250 万円=1250 万円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
例②	キャンセル					キャンセルされた予約期間			
						25%	25%	なし	なし

→月額 1000 万円の場合、250 万円+250 万円=500 万円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
例③	開始月 を変更			変更前		変更後予約期間			
				50%	25%				

→月額 1000 万円の場合、500 万円+250 万円=750 万円

【製造委託契約後のキャンセルについて】

- 製造委託について期間を定めて契約が締結された後、開発を中止した場合や他の CMO に製造委託することとした場合など、当該期間の一部がキャンセルされた場合、キャンセルされた期間分の委託費について、上記の予約のキャンセル区分と同一の違約金を徴収させていただきます

ただし、天災、感染症の蔓延その他の不可抗力に起因する場合又は委託の対象とされた製造品の製造が予定より早期に完了する場合の一部期間のキャンセルについてはこの限りではございません。

【細胞原料、機器等の搬入をされている場合について】

- なお、キャンセル＝細胞調製室の原状回復が原則であり、製造委託契約の前後を問わず、すでに細胞調製施設内に細胞原料及び機器等の搬入をされている場合には、キャンセル対象期間について細胞調製室（あるいはこれに類する場所も含みます）の原状回復がされない状態でのキャンセル（中断を含む）は認められません。ただし、特別の事情がありキャンセル扱いとすることの妥当性・必要性を当財団が認めた場合はこの限りではございません。

以上。